HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	第三帝国下の「中欧」の運命 : カール・シュミットの『国際法的広域秩序』を読む
Author(s)	板橋, 拓己
Citation	新世代法政策学研究, 2, 305-328
Issue Date	2009-07
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/43682
Type	departmental bulletin paper
File Information	2_305-328.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論　説

第三帝国下の「中欧」の運命
－カール・シュミット『国際法的広域秩序』を読む－

板　橋　拓　己

はじめに――シュミットの広域秩序論をめぐって

近年、カール・シュミット（Carl Schmitt：1888-1985）の国際法・国際政治論への関心は高い。その背景には、史料状況の改善に加え[1]、冷戦崩壊後、とりわけ「9.11.」アメリカ同時多発テロ事件以後の世界を見通すにあたって（肯定的であれ否定的であれ）シュミットから示唆を得ようというアクチュアルな関心がある[2]。例えば、「正戦」論や人道的介入の問題、

[1] 近年、書簡や日記も含めシュミット関連資料の編纂・公開の進展には目覚しいものがある。2003年までに公刊されたシュミットの著作や書簡・インタヴューなどを、翻訳版も含め網羅した文献目録として、次のものがある。Alain de Benoist (Hg.), *Carl Schmitt. Bibliographie seiner Schriften und Korrespondenzen*, Berlin, Akademie Verlag, 2003. また、特にシュミットの国際法・国際政治論に関しては、ギュンター・マシュケが編纂した次の2冊の論文集の刊行が重要である。Carl Schmitt, *Staat, Großraum, Nomos. Arbeiten aus den Jahren 1916-1969*, Herausgegeben, mit einem Vorwort und mit Anmerkungen versehen von Günter Maschke, Berlin, Duncker&Humblot, 1995; ders., *Frieden oder Pazifismus? Arbeiten zum Völkerrecht und zur internationalen Politik 1924-1978*, Herausgegeben, mit einem Vorwort und mit Anmerkungen versehen von Günter Maschke, Berlin, Duncker&Humblot, 2005.

[2] Cf. Jürgen Habermas, "Does the Constitutionalization of International Law Still Have a Chance?," in: idem, *The Divided West*, edited and translated by Ciaran Cronin, Cambridge, Polity, 2006, pp.115-193, esp. 188-193. See also: Peter M.R. Stirk, "Introduction: Carl Schmitt's Arguments and the Twenty-First Century," in: idem, *Carl Schmitt,*

あるいは「帝国」としてのアメリカをめぐるシュミットの鋭利な議論は、研究者を惹きつけてやまない[3]。

そして、なかにはナチス時代に展開された悪名高い「広域秩序（Großraumordnung）」論に対する再評価も散見される。広域論の現代への適用可能性を主張した極端な例としては、2004年10月の『フランクフルター・アルゲマイネ』（日曜版）に掲載されたカルロ・マサラの論説がある。これは、「9. 11. のテロによって、政治的なるものの一カテゴリーとしての地政学的なラウムが国際政治の舞台に回帰した――そして、国法学者カール・シュミットの著作も新たな注目を浴びている。特に1939年に発表された広域論は、国際政治の展開、とりわけアメリカ及び地域大国のロシア・中国とヨーロッパ連合との関係を、いかに分析的に把握できるかという問題への関心を呼び覚ましている」と書き出し、「ヨーロッパはライヒとなるべきである。カール・シュミットの広域論は、合衆国の帝国的な普遍主義から賢明な方法で逃れることに貢献するだろう」と主張している[4]。

また、より学術的な関心からシュミット広域論の現代性を問うたものとしては、ナチス期のヨーロッパ法学が「暗い遺産」として現代ヨーロッパにまで影を落としていることに着目したヨルゲらによる論文集に収録された、いくつかの論考がある[5]。なかでもシュミットのヨーロッパ像の変

Crown Jurist of the Third Reich. On Preemptive War, Military Occupation, and World Empire, Lewiston, N.Y., Edwin Mellen Press, 2005, pp.1-65.

[3] E.g. Louiza Odysseos and Fabio Petito (eds.), *The International Political Thought of Carl Schmitt. Terror, Liberal War and the Crisis of Global Order*, London, Routledge, 2007. 邦語では、権左武志「20世紀における正戦論の展開を考える――カール・シュミットからハーバーマスまで」山内進編『「正しい戦争」という思想』勁草書房、2006年、175-203頁；重田園江「カール・シュミットの「アメリカ帝国」論」山下範久編『帝国論』講談社選書メチエ、2006年、113-143頁など。

[4] Carlo Masala, "Europa sollte ein Reich werden. Carl Schmitts Großraumtheorie könnte helfen, dem imperialen Universalismus der Vereinigten Staaten auf kluge Weise zu entkommen," *Frankfurter Allgemeine Sonntagszeitung*, Nr.41, 10.10.2004, S.15.

[5] Christian Joerges, "Europe a *Großraum*? Shifting Legal Conceptualisations of the Integration Project," in: Christian Joerges and Navraj Singh Ghaleigh (eds.), *Darker Legacies of Law in Europe. The Shadow of National Socialism and Fascism over Europe*

遷を検討したマコーミックは、シュミットの「広域」と現実のEUとの違いを強調しつつも、ヨーロッパの共通の属性と、対外的な境界線が問われ続ける限り、シュミットの著作が「幽霊のようにヨーロッパ統合研究に出没する」と指摘している[6]。

本稿は、こうした近年の関心の高まりを念頭に置きつつも、そこから一旦距離をとり、近代ドイツにおける「中欧（Mitteleuropa）」をめぐる議論の系譜学という立場から[7]、ナチス・ドイツ下の「中欧」概念の運命を端的に示した事例として、カール・シュミットの広域秩序論を取り上げる。歴史的文脈から言えば、シュミットの広域秩序論は、当時の国際情勢とシュミット独自の思想に規定されたものだが[8]、他方で、ドイツにおける歴

and its Legal Traditions, with a prologue by Michael Stolleis and an epilogue by J.H.H. Weiler, Oxford, Hart, 2003, pp.167-191. この論文集は、2000年にEUI（European University Institute）で行なわれたシンポジウムとそれに続く一連のセミナーに基づくものだが、そのなかでシュミットは主役と言ってよい程の役割を演じている。

[6] John P. McCormick, "Carl Schmitt's Europe: Cultural, Imperial and Spatial, Proposals for European Integration, 1923-1955," in: Joerges & Ghaleigh (eds.), *Darker Legacies of Law in Europe*, pp.133-141, quot. p.140f. 他方でマコーミックは、ハーバーマスのヨーロッパ論を引き合いに出し、「ハーバーマスは、何が決定的にヨーロッパの「広域」と世界の残りの部分との境界画定を正当化するのか答えていない」と指摘する。

[7] 筆者の「中欧」研究を纏めたものとして、拙稿「近代ドイツにおけるナショナリズムと『中欧』――ドイツ・ナショナリズム論の再検討」北海道大学大学院法学研究科博士学位論文、2008年3月。関連する拙稿として、「『中欧』の理念とドイツ・ナショナリズム――フリードリヒ・ナウマン『中欧論』の研究」(1)(2)『北大法学論集』第55巻6号、2005年、429-474頁／第56巻1号、2005年、468-514頁；「ドイツ問題と中欧連邦構想――コンスタンティン・フランツを中心に」『北大法学論集』第57巻6号、2007年、277-312頁；「『中欧』から『ヨーロッパ合衆国』へ？――ヴァイマル期におけるヴィルヘルム・ハイレの欧州統合思想」ドイツ現代史研究会編『ゲシヒテ』第2号、2009年、75-84頁。

[8] シュミット研究者の間でも、広域秩序論がシュミット思想全体の中で占める位置についての解釈は様々である。広域論を、単にナチスの外交政策に迎合した機会主義的なものと見る論者がいる一方で、ヴァイマル期の思想からの必然的帰結と捉える論者もいる。例えばシュワーブは、広域論を「友敵」理論の帰結と解釈している（ジョージ・シュワーブ『例外の挑戦――カール・シュミットの政治思想1921-1936』

史的な「中欧」という概念・構想を継承したものでもある。

例えば、傑出した「中欧」概念史を著したル・リデーは、「『中欧』の理論をナチス地政学の文脈のなかに見出すには、例えば、1939年のカール・シュミットの言説［広域秩序論のこと］が参照されねばならない」と述べ、

服部平治ほか訳、みすず書房、1980年（原著1970年）、77-79頁）。

そうしたなか古賀敬太は、広域論をシュミットの重要かつ積極的な思想的発展と捉えている。古賀は、ナチス時代のシュミットにおける「《具体的秩序思考》への展開」と「《国家性の終焉》の認識」が、「グロース・ラウム［広域］」や、さらに後の「ヨーロッパ公法体系」への思想的発展にとって重要なモーメントであったと主張する。古賀によると、「自生的秩序」「多元的秩序を志向」する具体的秩序思考が、「国家という狭い枠組みを超えた秩序形成への展望を可能にしたもの」であった（古賀敬太「カール・シュミットの国家概念再考――主権国家からグロース・ラウムへ」『政治思想研究』第3号、2003年、1-28頁、特に8-12頁を参照）。

また、卓越した初期シュミット研究を著した和仁陽は、広域についても興味深い指摘をしている。まずシュミットの議論の「本質」は「ヨーロッパ近代主権国家の特定のエポッへへの拘束性を徹底的に強調する点」にあり、「このエポッへの終焉の認識が、シュミットをして、Nationalsozialismus 期を中心に、ライヒやグロースラウムの概念による初期近代以来の国家秩序の克服へと向かわせることになった」ことが確認される。さらに、ヨーロッパ近代主権国家という「特殊歴史的な秩序に、その歴史的相対性を痛烈に認識しながらも、拘束され続けたところに、シュミットの苦境があった」と指摘する。この「近代主権国家」とは（これは和仁のテーゼの一つだが）シュミットにとって「殆どフランス国家に等しい」。そして、「Nationalsozialismus 期にドイツが主導するヨーロッパの新秩序として提示される諸概念は、シュミットがヴァイマル期に行なった、ライヒドイツをフランス的秩序にひきつける学問的試みが挫折したことの反動とみることさえ、あながち不当ではない」と主張されるのである（和仁陽『教会・公法学・国家――初期カール＝シュミットの公法学』東京大学出版会、1990年、379頁）。和仁の指摘は、本稿にとって非常に刺激的である。なぜなら、フランスを理想的なフォルムとした「近代主権国家」を志向したシュミットが、近代主権国家の終焉を認識しながら、「ドイツ」的なものの前に挫折し、その反動として「ドイツ」的なものを理論化したものが「ライヒ」や「広域」であるとも読めるからである。ともあれ、これらの研究から、シュミットにおいて、ヴァイマル期の「友敵」理論の継承もさることながら、「具体的秩序思想」、及び主権国家の終焉の認識が、広域論への展開にとって重要だったことが理解できよう。

シュミットの広域論を、クーデンホーフ＝カレルギー（Richard Nikolaus Coudenhove-Kalergi：1894-1972）の「パンヨーロッパ（Paneuropa）」やフリードリヒ・ナウマン（Friedrich Naumann：1860-1919）の『中欧論』と同じ、20世紀初頭以来の「地政学的言説」の系譜に位置づけている[9]。

また、シュミット研究の立場からこの点を論じたものとしては、ブリンドウの著作『カール・シュミットのライヒ秩序：欧州広域への戦略』（1999年）が挙げられる[10]。この研究の特色は、ナチス期シュミットの思想的展開を丹念に追いながら、シュミットが用いた概念を同時代的文脈・言説の中に位置づけているところにあるが、そこでは「広域論の経済政策的な背景」として、近代ドイツにおける「中欧」概念の存在が指摘され[11]、また同時代の思想家との影響関係を論じた箇所ではナウマンに一節が割かれ、ナウマンの「中欧」とシュミットの「広域」との「類似性」が指摘されている[12]。

しかし、シュミットの広域論を「中欧」概念の一変種と捉える概念史的

[9] Jacques Le Rider, *La Mitteleuropa*, 2e édition corrigée, Paris, Presses Universitaires de France, 1996 (1e éd. 1994)（田口晃・板橋拓己訳『中欧論――帝国からEUへ』白水社、2004年）, p.116（邦訳145頁）. ル・リデー以外にも、代表的な研究では以下を参照。Jörg Brechtefeld, *Mitteleuropa and German Politics. 1848 to the Present*, Basingstoke, Macmillan, 1996, pp.52-57.

[10] Felix Blindow, *Carl Schmitts Reichsordnung. Strategie für einen europäischen Großraum*, Berlin, Akademie Verlag, 1999. この著作は、ベルリン自由大学に提出された博士論文を基にしたものである。

[11] Ebd., S.62-67.

[12] そこで指摘される共通性とは、主権論や、国際秩序に対する交通・通信技術の進歩の意義への評価である。但し「シュミットにとって『中欧』は、その［戦間期の議論における］全く明白な経済的なものの優位と、その政治的なものの強さの欠如によって、魅力的な『闘争概念（Kampfbegriffe）』にはなりえなかった」とも指摘される。Ebd., S.73-76.

なお、シュミットの広域論とナウマンの中欧構想の共通性は夙に示唆されてきた。以下の代表的なシュミット伝を参照。ジョーゼフ・W・ベンダースキー『カール・シュミット論――再検討への試み』宮本盛太郎・古賀敬太・川合全弘訳、御茶の水書房、1984年（原著1983年）、307-308頁; Gopal Balakrishnan, *The Enemy. An Intellectual Portrait of Carl Schmitt*, London/New York, Verso, 2000, p.235.

研究は、簡単な言及にとどまり、シュミットの議論それ自体に踏み込んでいるわけではない。またブリンドウの研究も、豊富な史料を用いて様々な論点を提起するものだが、それゆえに焦点が拡散している感も否めない。

そこで本稿は、シュミットの広域秩序論を、近代ドイツにおける「中欧」をめぐる言説が歴史的に抱え込んできた問題をナチス期という特有の文脈のもとで体現したテクストとして取り上げ、その論理構成に分け入っていきたい。その際、特に重視するのは、シュミットの「中欧」（彼の言葉では「中欧・東欧のラウム」）認識と、彼の「ドイツ・ライヒ」論との関係、とりわけそこに潜む権力性と矛盾の問題である。

もとより、シュミットの広域秩序論については多様な視角から検討が進んでおり[13]、本稿はそれに屋上屋を架すものかもしれない。けれども、「中欧」や「広域」が冷戦構造の崩壊とEUの東方拡大によって再び注目を集めるなか、ナチス期における「中欧」概念の一つの著名なテクストとしてシュミットの広域秩序論を内在的に読み解いていく作業は決して無駄ではないだろう。

検討の中心は、『域外列強の介入禁止を伴う国際法的広域秩序――国際法におけるライヒ概念への寄与』（以下『国際法的広域秩序』）というテクストである。これは、1939年4月1日にキール大学の政治・国際法研究所（Das Institut für Politik und Internationales Recht）で行なわれた講演を基に[14]、同年に5章構成で出版された[15]。40年に第2版が出版され、41年には第6章として「ライヒとラウム」という論文を加えた第3版が[16]、そして同年に第7章として「法学におけるラウム概念」という論文を加えた第4版が出版されている[17]。以下では基本的に第4版をもとに、他の資料も参照しながら、シュミットの広域秩序論を再構成していく[18]。

[13] 古典的研究としては、Lothar Gruchmann, *Nationalsozialistische Großraumordnung. Die Konstruktion einer "deutschen Monroe-Doktrin"*, Stuttgart, Deutsche Verlagsanstalt, 1962. 本稿では立ち入れないが、近年の研究として、Jürgen Elvert, "Carl Schmitt, un précurseur du *Grorßaumplanung* national-socialiste ?," in: Bernard Bruneteau et Youssef Cassis (dir.), *L'Europe communautaire au défi de la hiérarchie*, Bruxelles etc., Peter Lang, 2007, pp.57-80; Karl Bruckschwaiger, "Carl Scmitt am Rande des Großraums. Die kurze Geschichte des Begriffes," in: Wolfgang Pircher (Hg.), *Gegen den Ausnahmezustand. Zur Kritik an Carl Schmitt*, Wien, Springer, 1999, S.201-217; Mathias Schmoeckel, *Die Grossraumtheorie. Ein Beitrag zur Geschichte der Völkerrechtswissenschaft im Dritten Reich*, Berlin, Duncker&Humblot, 1994; Jean-Louis Feuerbach, "La théorie du Grossraum chez Carl Schmitt. Variations autour du concept d'empire," in: Helmut Quaritsch (Hg.), *Complexio oppositorum. Über Carl Schmitt. Vorträge und Diskussionsbeiträge des 28. Sonderseminars 1986 der Hochschule für Verwaltungswissenschaften Speyer*, Berlin, Duncker&Humblot, 1988, S.401-424; 大竹弘二「主権国家と普遍主義のはざまの国際法――カール・シュミットの広域秩序構想とその挫折（1939-45）」『UTCP研究論集』第5号、2006年、60-79頁。

[14] ベーメルトによると、その講演に「聴衆は最初から最後まですっかり引き込まれて耳を傾けていた」。Viktor Böhmert, "Besprechung von , Völkerrechtliche Großraumordnung mit Interventionsverbot für raumfremde Mächte' von Carl Schmitt," *Zeitschrift für Völkerrecht*, 24.Jg., 1940, S.134-140, S.134, zit. aus Blindow, *Carl Schmitts Reichsordnung*, S.56, Anm.337.

[15] Carl Schmitt, *Völkerrechtliche Großraumordnung mit Interventionsverbot für raumfremde Mächte. Ein Beitrag zum Reichsbegriff im Völkerrecht*, Berlin, Deutscher Rechtsverlag, 1939. なお第5章「国際法におけるライヒ概念」は、*Deutsches Recht*, Heft 11 vom 29. April 1939, S.341-344に原形が公表され、*Positionen und Begriffe im Kampf mit Weimar-Genf-Versailles, 1923-1939*, 3.Aufl., Berlin, Duncker&Humblot, 1994 (zuerst 1940)（以下*PuB*と略）に再録された（S.344-354）。

[16] 第6章の基となったのは次のもの。Carl Schmitt, "Reich und Raum. Elemente eines neuen Völkerrechts," *Zeitschrift der Akademie für Deutsches Recht*, 7.Jg., Heft 13, 1.7.1940, S.201-203.

[17] 第7章の基となったのは次のもの。Carl Schmitt, "Der neue Raumbegriff in der Rechtswissenschaft," *Raumforschung und Raumordnung*, 11-12/1940, S.440-442.

[18] Carl Schmitt, *Völkerrechtliche Großraumordnung mit Interventionsverbot für raumfremde Mächte. Ein Beitrag zum Reichsbegriff im Völkerrecht*, 4., erw. Aufl., Berlin, Deutscher Rechtsverlag, 1941 (Unveränderte Ausgabe: Berlin, Duncker&Humblot, 1991); auch in: ders., *Staat, Großraum, Nomos*, S.269-371 (岡田泉訳「域外列強の干渉禁止を伴う国際法的広域秩序――国際法上のライヒ概念への寄与」カール・シュミット／カール・シュルテス『ナチスとシュミット――三重国家と広域秩序』服部平治ほか訳、木鐸社、1976年、83-167頁). 以下では、文中に1991年のDuncker&Humblot社版の該当頁数を［　］で記す。なお、引用文中の傍点は原文のイタリックである。

１．背景

シュミットが第４版の「緒言（Vorbemerkung）」（「1941年７月28日、ベルリンにて」とある）で述べているように、『国際法的広域秩序』は、「1939年春に、特定の状況（Situation）下で、特定のテーゼと観点によって成立した」ものである。さらに、「諸事件の経過によって、この論文は多くの重要な点において確証された」とシュミットは主張している［S.9］。シュミットの議論の分析に入る前に、まずこの「特定の状況」と「諸事件の経過」について説明しておこう。

シュミットが講演した1939年４月、ナチス外交はまさに「成功」の頂点にあった。周知のように、政権掌握後ヒトラーは、33年10月に国際連盟脱退、35年３月16日にヴェルサイユ条約の軍備制限条項を廃棄して再軍備を宣言、36年３月７日にはロカルノ条約を廃棄してラインラントに進駐するなど、次々とヴェルサイユ体制を崩壊させていく（その間の35年１月13日には、ザールラントを国際連盟管理下の住民投票によって獲得している）。38年３月13日には、遂にヒトラーの宿願であったオーストリアとの「アンシュルス（合邦）」を果たす。さらに、38年９月29-30日のミュンヘン会談を経て、10月にはズデーテンラントに進駐。そして、シュミットの講演の直前、39年３月15-16日には、「民族自決」を飛び越え、チェコスロヴァキアを解体し、スロヴァキアをドイツ主導で独立させながら、ボヘミアとモラヴィアを保護領にした。３月23日には、リトアニアからメーメル地方と南部の一角を奪っている。またこの頃までには、南東欧でドイツを中心とする「広域経済圏」が成立しつつあった。各国の通商においてドイツが占める割合は半分を超えている。39年３月は、ハンガリー（２日）やルーマニア（23日）とドイツが経済協定を結んだ月でもあった。まさにかかる「状況」をうけて、シュミットのキール講演は行われたのである。

そして、『国際法的広域秩序』第４版「緒言」が記された41年７月28日は、戦争を通じてナチス・ドイツがさらに広大な版図を手中に収めた時期であった。まず世界に衝撃を与えた39年８月23日の独ソ不可侵条約を経て、ポーランドへ侵攻（第二次世界大戦の開始）。次いで40年４月にデンマーク、ノルウェーに侵攻、５月にオランダ、ベルギー、そしてフランスに侵入し、６月にパリを占領する。また、40年11月20日にはハンガリー、同23日にルーマニア、24日にスロヴァキア、そして41年３月１日にブルガリアが、それぞれ日独伊三国同盟に加わっている。41年の４月には、ユーゴスラヴィア（17日）とギリシャ（21日）もドイツに屈服した。そして遂に６月には独ソ戦が開始されるのである。

シュミットの広域秩序論は、以上の事態の推移に拘束されながら展開されたものである。では、以下で具体的に議論の中身を検討していこう。

２．動因としての「中欧」と「広域経済」

シュミットの広域秩序論は、何よりもまず国際法の議論である。『国際法的広域秩序』の「総論」においてシュミットは、国際法が「第一に属人的に（*personal*）、つまり民族及び国家への帰属により規定される具体的秩序（konkrete Ordnung）である」と同時に、「属地的に具体的なラウム秩序（eine territorial konkrete *Raumordnung*）である」ことに注意を喚起する。そして、その双方の側面から、従来の国際法、及びその中心概念たる「国家概念（Staatsbegriff）」が再検討を迫られているとする。既に属人的な面からは、「民族概念（Volksbegriff）」が「国家概念」を動揺させている。そこでシュミットの目的は、「ラウム秩序の観点から」国際法を再検討すること、即ち「抽象的な「国家」という一般概念に存する領域表象を超えて、具体的広域（*konkreter Großraum*）の概念と、それに即した国際法的な広域原理（*Großraumprinzip*）という概念を、国際法学に導入すること」であると設定される［S.11］。

この「広域」という語は、単なる「一般的・中立的・数学＝物理的な意味を持つ」「ラウム」とは異なり、「地球的なラウム表象・次元の転換」によって登場した、「具体的・歴史的＝政治的な現代概念」であるとされる。注意すべきは、この「広域」概念が「技術＝産業＝経済＝組織の領域」に由来しているということである。ここでシュミットが念頭に置いているのは、戦間期ドイツの主として大工業による「広域経済（Großraumwirtschaft）」の編成である。その際とりわけ、電化の普及・広域網化や、ガス（冶金・炭鉱コークスガス）の遠距離供給にみられる「エネルギー経済」の発展が重視されている［S.11-13］。

こうした叙述のなかで、ナウマンの『中欧論』（1915年）にも言及され

る。ナウマンは、「広域」概念が「広域経済」の編成によって具体化する戦間期以前に、そうした事象を先取りして論じた存在として挙げられている。シュミットは、「広域」の「広」にあたる“Groß-”という接頭語が『中欧論』に頻出すること（例えば「大国家（Großstaat）」「大経営（Großbetrieb）」など）を指摘し、「ナウマンも既に、ここで重要なことは、資本主義的な組織化の個人主義的段階を超克する産業＝組織的過程、即ち彼が表現したように、「国家＝経済的な拡大過程」であるということを認識している」と述べている［S.12］。

そこでシュミットは、この「広域」という言葉を、「経済＝産業＝技術的領域」に限定せず、「国際法の新秩序にとって実り豊かなものにする」ことを目的とするのである［S.13］[19]。

以上のように、シュミットの「広域」論は、戦間期ドイツにおける「広域経済」の編成（それはナウマンの『中欧論』に先取りされていたと捉えられる）を見据えながら、その過程に適合した、ラウム秩序の観点からの国際法学の再検討を試みたものであった。

３．モンロードクトリンと広域原理

シュミットの思考様式の特徴の一つは、ある概念を考察するにあたって、その概念に付着した様々な要素を剥ぎ取り、核心のみを抜き出してくるところにある[20]。この点は広域論の場合にも当て嵌まる。そして、シュミットが「国際法的広域原理」の核心を抽出するために着目したのは、1823年に宣言されたアメリカのモンロードクトリンであった。『国際法的広域秩序』第2章でシュミットは、モンロードクトリンこそ「我々にとって唯一

[19] なお、大戦勃発後の1940年の論考を基に加筆された以下の言明も参照。「まず経済的＝産業的＝組織的発展と関連して普及した広域の思想は、すぐに国際法思想にも抵抗なく貫徹された。ラウムの次元と尺度の変化は極めて顕著で実効的でもあったので、いまや戦前の表象は根拠を持たなくなるだろう。」［S.64f.］

[20] 例えば、『現代議会主義の精神史的地位』で展開される、「民主主義」の本質は「治者と被治者の同質性」であるという有名な定義や、『政治的なものの概念』における「友敵」という指標の剔抉をみよ。

の重要な『前例』」であり、「ここに、国際法的な広域原理の思想を国際法学に導入しようとする、我々の試みの最良の手がかりと出発点がある」と主張している[21]。シュミットのねらいは、モンロードクトリンをそのまま超地理的・超時代的に転用することではなく、その核心を抽出することによって、他の地理的・歴史的状況へ転用可能にすることにあった［S.22f.］。

そこでシュミットは、まずモンロードクトリンの「本来の意味」を三つの標語にまとめる。それは、①全てのアメリカ諸州（Staaten）の独立、②このラウムの植民地化の拒否、③アメリカ以外の列強によるこのラウムへの介入の禁止、である[22]［S.28］。

その際に重要なことは、シュミットが「ラウムと政治理念は切り離すことができない」と述べていることである。つまり、「ラウム無き政治理念も、逆に理念無きラウムやラウム原理も存在しない」のである。そして、この「政治理念」に必要とされるのは、「ある特定の民族（ein bestimmtes Volk）がそれ［理念］を担い、それ［理念］が特定の敵対者（ein bestimmter Gegner）を念頭に置き、そうすることによって政治的なものの質（Qualität des Politischen）を維持すること」だと主張される［S.29］。

こうしてラウムと政治理念と民族の関係が、モンロードクトリンという先例から導き出される。「本来のモンロードクトリン」の「対抗ドクトリン（Gegendoktrin）」（即ち「敵対者」）とされるのは、ヨーロッパの「君主主義的＝王朝的な正統性原理」であり、モンロー教書の言う「自由で独立した地位」とは、ヨーロッパ列強に従属せず、その植民地化の対象にもならないということである。これが、「モンロー教義において『アメリカ』という広域と結び付けられた政治理念」であった。ここに、「偉大な本来のモンロードクトリンの中核」及び「真の広域原理」、つまり「政治的に

[21] その前にシュミットは第1章で、「真正ではない、あるいは時代遅れのラウム原理の例」を列挙している［S.15-21］。

[22] Vgl. auch Carl Schmitt, “Großraum gegen Universalismus. Der völkerrechtliche Kampf um die Monroedoktrin,” *Zeitschrift der Akademie für Deutsches Recht*, 6.Jg., Heft 7, Mai 1939, S.333-337, auch in: *PuB*, S.335-343（長尾龍一訳「日本の『アジア・モンロー主義』」長尾龍一編『カール・シュミット著作集Ⅱ』慈学社出版、2007年、111-121頁）, S.335.

覚醒した民族と政治理念、そしてこの理念によって政治的に支配された、外からの介入（fremde Interventionen）を排除する広域の結合がある」とされる。そして、まさにこの原理こそが、「他のラウムや、他の歴史的状況、他の友＝敵編成（Freund-Feind-Gruppierungen）に転用できる」と主張されるのである［S.28-30］。

以上のように、シュミットが「本来の」モンロードクトリンから抽出した「国際法的広域原理」の核心は、「特定の敵対者」を前提とした「政治理念」と、それを担う「政治的に覚醒した民族」、そして「ラウム外の列強の介入を禁止する」「広域」の結合である。そして、この核心が「中欧・東欧のラウム」に適用されていくのである。

４.「敵」としての普遍主義: 大英帝国とアメリカ

では、シュミットが自身の広域の「敵対者」として措定したものは何だろうか？　それは、総じて言うなら「普遍主義」である。多くの研究者が指摘するように、シュミットの議論は普遍主義批判を特徴とするが[23]、広域秩序論も、普遍主義と、それに基づく「介入主義（Interventionismus）」に対抗して打ちたてられたものであった。

シュミットは、「普遍主義的・世界包括的な一般概念は国際法において介入主義の典型的な武器である。したがって、それと具体的・歴史的・政治的状況や利害との結合には常に注意しなければならない」［S.34］として、「大英世界帝国の交通路安全保障の原則」と、モンロードクトリンの普遍主義化を検討している。まずシュミットの大英帝国論から見ていこう。

シュミットによると、大英帝国は「遠隔諸大陸...に散らばった、ラウム的に関連しない、散在領有地の政治的な結合」である。そしてシュミットは、このような「地理的に関連性を持たず、地上に散在した世界帝国に与した法学的思考様式は、自ずと普遍主義的な論証の傾向を持」ち、「帝国の分散した諸部分の結合の安全保障」に配慮しながら、帝国の利害を「人類（Menschheit）の利益」として扱っていると指摘する。つまり、大英帝国による「自由」や「人類の利益」といった普遍主義的な要求は、「世界帝国」としての英国の利害と結びついていると糾弾するのである［S.34-41］。

他方、広域原理の先例として称揚されたモンロードクトリンも、アメリカによって「普遍主義的＝帝国主義的な世界ドクトリンへの解釈変更」を経たことが指摘される。まずそれは、世紀転換期に「帝国主義的＝資本主義的な解釈変更」を経験する。即ち、ローズヴェルト（Theodore Roosevelt：1858-1919）のもと、モンロードクトリンは、「域外列強の介入に対する消極的防御から、攻撃的・帝国主義的な色彩を帯びた膨張の原則へ」、「不介入と他国の干渉の拒否の原則から、合衆国による他のアメリカ諸国への帝国主義的な介入の正当化へ」と変容したとされる。そしてさらに「深遠な」変化は、ウィルソン（Woodrow Wilson：1856-1924）大統領のもとで進められた、モンロードクトリンの「具体的・地理的・歴史的に規定された広域思想から、一般的で普遍主義を志向した世界原理への」解釈変更である。モンロードクトリンは、「普遍主義的＝帝国主義的な拡大原理への歪曲と密接に関連」しながら、普遍妥当性を要求するようになる。このモンロードクトリンの「普遍化（Universalisierung）」は、「アメリカの大陸的なラウム原理の放棄」であり、「不介入という真の広域原理を無制限な介入主義へと歪曲するもの」であった[24]。そして、このアメリカの「歪曲された」モンロードクトリンと、大英帝国の「世界・人類帝国主義」は、普遍主義という点で「同盟関係」に入ったと論じられる［S.27，31-33，41］。

以上のような英米による「普遍主義的＝人道的世界法」の論証に対置されるのが、「具体的な広域において思考された国際法」である［S.42］。「本来の」モンロードクトリンの「対抗ドクトリン」はヨーロッパの「正統性原理」だったが、シュミットの広域の「対抗ドクトリン」は、「西欧（westlich）民主主義のリベラルな自由思想」である。この「リベラルな自由思想」によって「西欧民主主義諸国」は、神聖同盟時のヨーロッパの如く「いまや剥き出しの現状維持を法的に認可する」ことに努め、「新しい政治理念、及び新しく成長しつつある諸民族を抑圧しようとしている」［S.31］のである。そして、この点でシュミットが最も問題視したのが、東中欧におけ

[23] E.g. Peter M.R. Stirk, “Carl Schmitt’s *Völkerrechtliche Grossraumordnung*,” in: Stirk, *Carl Schmitt, Crown Jurist of the Third Reich*, pp.67-89, p.72f.

[24] Vgl. auch Schmitt, “Großraum gegen Universalismus,” in: *PuB*, S.335-338.

るマイノリティ問題であった。

５．マイノリティ保護問題と「中欧・東欧のラウム」

こうしてシュミットは、「普遍主義」に起因する「ヴェルサイユ＝ジュネーヴ体制のマイノリティ保護（Minderheitenschutz）」の問題性を検討していく。そして、そこで行われる普遍主義的マイノリティ保護への批判から、固有の領域としての「中欧・東欧のラウム」が導き出されるのである。

シュミットは、ヴェルサイユ条約における「マイノリティの権利」には多くの矛盾が含まれていると指摘する。まずそれは、偶然あるマイノリティに属した（とされる）個人に平等な待遇を保証する、「一般的な自由主義的＝個人主義的な思想」に基づいている。これは、「国際法共同体の構成員の［内的な］等質性（Homogenität）」という「スタンダード」に従っており、この点に関して西欧諸国は模範的であるという暗黙の前提に基づいている。つまり、「真の自由な法治国家・立憲国家」たる西欧民主主義国に対しては「国際法的なマイノリティ保護は決して討議に付されえないし、彼らにおいては概念的にそもそも保護を要するマイノリティは存在しえない」のである。ここに、「西欧民主主義諸国の国内的なリベラリズムと国際法的なヘゲモニーとの構造的結合」が見られるとシュミットは喝破する[25]。そして、そのマイノリティ保護の普遍主義的な構造は、「域外西欧列強によるヨーロッパの東ラウム（Ostraum）への統制と介入の基盤」となっている。ここで重要なのは、ヴェルサイユ体制のマイノリティ保護には「あるラウム表象（Raumvorstellung）が働いている」ことである。つまりそれは、「地理的な普及領域が限定されて」おり、「バルト海から地中海に至る、ある特定の歴史的発展のなかで生じた民族混交地帯（Landgürtel einer Völkergemengelage）にのみ及ぶ」のである。こうして、「一般的・個人主義的に構成されたマイノリティ保護の普遍主義的思想と、この歴史的＝政治的に規定されたラウムへの限定との間に存在する矛盾」が明るみに出されている［S.43-45］。

その際シュミットは、国際連盟理事会におけるブラジル代表メロ＝フランコ（Afranio de Mello Franco）の議論を引き合いに出している。それは、ヴェルサイユ体制のマイノリティ概念には「特定の歴史的発展が含まれている」ので、マイノリティ保護はヨーロッパの東ラウムに限定すべきであり、アメリカに適用されるべきではない、というものだった。この主張に対してシュミットは、「ヨーロッパの東ラウム」が「ある特定の性質をもった広域に属しているという限りにおいて正しい」と評している［S.46］[26]。

以上の議論から、シュミットは「中欧・東欧のラウム（der mittel- und osteuropäische Raum）」の特質の記述へと移る。彼によると、「中欧・東欧のラウム」は、「多数ではあるが――ユダヤ人を別として――相互に異質ではない（einander nicht artfremd）諸民族や民族集団が生活する」ラウムである。そして、この「中欧・東欧のラウム」における「国際法的広域原理の固有の意義を持つ政治理念」は、「全ての民族性の相互尊重の原則（Grundsatz gegenseitiger Achtung jeden Volkstums）」であり、「あらゆる同化・吸収・坩堝の理想に対する拒否」であるとされる。それゆえ、この広域には「西欧的な同化思想」よりも「全ての民族集団の民族的な特性（volkhafte Eigenart）の保護」が必要とされ、さらにこの原則の実行は、「このラウムに外から干渉する域外列強」、つまり「西欧民主主義諸国やアメリカ政府」の「問題（Sache）」ではなく、「このラウムを担う民族的で国家的な諸勢力（die diesen Raum tragenden volkhaften und staatlichen Mächte）、とりわけドイツ・ライヒの問題なのである」と主張される［S.46f.］。

こうしてシュミットは、「中欧・東欧のラウム」を「ある特定の性質をもった」固有の「広域」であるとし、その政治理念は「全ての民族性の相互尊重の原則」であると規定した。そして、この政治理念を担うのが、「ドイツ・ライヒ」なのである。それには勿論、「普遍主義的」なマイノリティ保護、即ち「ラウム外の」「西欧民主主義諸国」による介入の禁止が含まれている。これらが、「ドイツ・ライヒ及び東欧のラウムのこんにちの政治的・歴史的状況に対応した国際法的ラウム秩序思想の適用」［S.47］

[25] Vgl. auch Carl Schmitt, “Neutralität und Neutralisierungen,” *Deutsche Rechtswissenschaft. Vierteljahresschrift der Akademie für Deutsches Recht*, Bd.4, 2.Heft, April 1939, S.97-118, auch in: *PuB*, S.309-334.

[26] メロ＝フランコの議論については、Schmitt, *Staat, Großraum, Nomos*, S.334f. のマシュケによる注を参照。

なのである。

６.「ライヒ」とその役割

以上のようにシュミットは、固有の「広域」たる「中欧・東欧のラウム」の政治理念は「全ての民族性の相互尊重の原則」であるとした。そこで次に問題となるのは、その政治理念を担うとされた、「ドイツ・ライヒ」（及び「政治的に覚醒した民族」）である。

シュミットは『国際法的広域秩序』の中で、「差別的戦争概念への転換」を報告した1937年秋を振り返っている。この報告に対して、「単に旧態にとどまることも、西欧民主主義諸国の概念に屈することも望まないならば、旧来の国家間秩序の代わりに措定すべき真に新しいものは何なのか」という質問が提出されたが、当時は「政治的全体状況が現在とは本質的に異なっていた」ので、答えることができなかったという。しかしシュミットは、いまや次のように主張する。「今なら私は答えることができる。新しい国際法の新しい秩序概念は、一つの民族によって担われた、民族的な広域秩序に由来する、我らのライヒ概念である」と［S.62f.］。

こうしてシュミットは、従来の国際法の中心概念であった「国家」に代わる、新しい「広域」の時代に適合した概念として、「ライヒ」を国際法学に導入する[27]。シュミットが定義する「ライヒ」とは、「その政治理念を特定の広域に放射し（ausstrahlen）、この広域のために域外列強の介入を原則的に排除する、指導的・支柱的（tragend）な勢力（Mächte）」である。注意すべきは、「広域はライヒと同一ではない」し、「広域内の各々の国家（Staat）や民族（Volk）は、それ自体ライヒの一部分ではない」。「しかし、いずれのライヒも一つの広域を有するのであり、そのなかで自己の政治理念を放射し、外からの介入に晒されることを禁じる」のである［S.49］[28]。

[27] 本稿では立ち入らないが、国際法における主権国家概念の退位についてのシュミットによる説明は［S.52-63］を参照。

[28] 1940年に追加された次の文章もライヒの定義として参照。「以前の論述についての新たな誤解に対して繰り返そう。ライヒは単に拡大された国家ではないし、同様に広域は拡大された狭域（Kleinraum）ではない。ライヒは広域と同一ではないが、

こうして「ライヒ」を中核概念に据えたシュミットの国際法論においては、複数の「ライヒ」及び「広域」の存在が前提とされるが[29]、しかしその論述はあくまでドイツ中心的に進んでいく。そこには、「ある偉大な民族（ein großes Volk）が、他の諸民族の発話様式や思考様式、語彙、ターミノロジー、概念を自ら規定することは、真の政治権力の表現である」[30]という認識があり、国際法的思考様式を「ドイツ民族」に掌握させようとするナショナリズムがある。

何よりも「ドイツ・ライヒ（Deutsches Reich）」という名称が、「その具体的な特性（Eigenart）と至高性（Hoheit）において翻訳不可能である」とされ[31]、“Reich”と“Imperium”及び“Empire”との相違が強調される。「インペリウム」が、概して「普遍主義的で、世界と人類を包摂する、それゆえ超民族的な（übervölkisch）な形成物（Gebilde）」であるのに対して、「ライヒ」は「本質的に民族的に規定されており、全ての民族性（Volkstum）の尊重に基づいた、本質的に非普遍主義的な法的秩序」である。また、「帝国主義（Imperialismus）」が「経済的＝資本主義的な植民地化・膨張方法の名称となった」のに対して、「ライヒ」は「この恥辱を免れている」。その上で、「ドイツ・ライヒ」は、「ヨーロッパの中心（Mitte Europas）」で、「自

いずれのライヒも一つの広域を有するのであり、それによって、国家領域の排他性のためにラウム的に特徴づけられた国家も、個々の民族の民族地（Volksboden）も超越するのである。この国家領域や民族地を包括する広域を有さない権力構造はライヒではない。」［S.67］

[29] 実際にライヒと広域の概念が導入された場合、国際法には四つの法関係が考えられるとされる。それは、第一に「全体としての広域間の」法関係であり、第二に広域を指導するライヒ相互の「ライヒ間関係」、第三に「一つの広域内の民族間関係」、そして第四に「域外列強の不干渉という留保のもとでの」「異なる広域の民族相互の民族間関係」とされる［S.62］。

[30] Carl Schmitt, “Völkerrechtliche Formen des modernen Imperialismus (Königsberger Vortrag vom 20. Februar 1932),” in: *PuB*, S.184-203 (長尾龍一訳「現代帝国主義の国際法的諸形態」長尾龍一編『カール・シュミット著作集Ⅰ』慈学社出版、2007年、313-332頁), S.202.

[31] シュミットによれば、「固有の名称」を有することは、「あらゆる真の政治的な勢力（Größe）の歴史的な強力さ（Geschichtsmächtigkeit）の属性」である［S.50］。

由民主主義的・民族同化的な西方（Westen）列強の普遍主義と、ボルシェヴィズム的＝世界革命的な東方（Osten）の普遍主義との狭間」で、「この両前線に対して、非普遍主義的・民族的・多民族尊重的（völkerachtend）な生存秩序（Lebensordnung）の神聖性を防衛しなければならない」ものだと主張される［S.50f.］。

つまり、シュミットの定義に倣えば、「ドイツ・ライヒ」とは、「全ての民族の尊重」という「政治理念」を「中欧・東欧のラウムに放射（Ausstrahlung）」し、「域外の非フェルキッシュ（unvölkisch）な列強の干渉を拒む」ものである［S.63］。

注意すべきは、この「全ての民族の尊重」という「政治理念」が、「種と起源（Art und Ursprung）及び血と土（Blut und Boden）に規定された生の現実（Lebenswirklichkeit）としての全ての民族の尊重」［S.63］というナチス的な術語で説明されていることである。そして（シュミットは明言しないが）、その政治理念（及び「ライヒ」「広域」）を担う「政治的に覚醒した民族」とは、ドイツ民族以外にありえず、「覚醒」をもたらしたのは、ナチズムであると考える他はない。

7．ナチス外交政策の正当化

シュミットによると、「ドイツ・ライヒ」が「新しい国際法の担い手・形成者」たることは、かつては「ユートピア的な夢」であった。しかし、いまや「強力なドイツ・ライヒが成立し」、「ヨーロッパの中心は、脆弱で無力な状態から、強力で確固たるものになった」。そして、「我々のライヒの思想に、政治的現実と歴史的真理、そして偉大な国際法の未来を付与した」のは、「総統（Führer）の行為」なのである［S.63］。

このように『国際法的広域秩序』では、まさにヒトラーのナチス・ドイツが中欧における国際法的広域原理の実現を推進していることが様々な箇所で述べられている。例えば、「真の国際法的原則」を樹立したものとして、外国籍のドイツ人民族集団に対するドイツの「保護権（Schutzrecht）」を宣言した「1938年２月20日のドイツ・ライヒ議会におけるライヒ宰相アドルフ・ヒトラーの声明」が引き合いに出されている［S.46f.］。

さらに、ヴェルサイユ体制のマイノリティ保護を「中欧・東欧のラウム」

から排除した画期的なものとして、1939年９月28日の独ソ国境・友好条約が挙げられる。これは、公的に「ライヒ」の概念を用い、「第２条において、この取り決めに対する第三国のあらゆる干渉が明確に拒否され、前文では条約の目的として、そこに居住する諸民族（Völkerschaften）に、そのフェルキッシュな特性に対応した平和的生活が保証されるべきであることが強調されている」という点で評価すべきものであった[32]。加えて「自由民主主義的・個人主義的なヴェルサイユのマイノリティシステム」を克服し、「民族集団秩序（Volksgruppenordnung）の思想」を実現していったものとして、以下のものが列挙される。バルト諸国からドイツ系住民をドイツ・ライヒの領域へと移住させた、39年10月15日のドイツ人民族集団の移住に関するドイツ＝エストニア議定書、及び同年10月30日のドイツ＝リトアニア条約。ヴォルヒニア及びベッサラビアからのドイツ人の帰還。「正当な民族秩序（Volksordnung）の観点のもとで」ハンガリーとルーマニア間の新たな境界線を画定した40年８月30日の独伊の外務大臣による（第二次）ヴィーン裁定（Wiener Schiedsspruch）。ドイツ人民族集団の保護に関する、ライヒ政府とハンガリー及びルーマニア政府間の取り決め（Abmachungen）。北・南ドブルジャからの双方の民族集団の強制移住（Pflichtumsiedlung）を予定した40年９月７日のルーマニア＝ブルガリア条約。「これら全ての事例において、域外列強の不干渉の原則が、こんにちの国際法に有効な原理として民族集団の権利に関しても貫徹された」と評価されるのである［S.47f.］[33]。

---

[32] この条約の邦訳は以下に収録されている。三宅正樹『スターリン、ヒトラーと日ソ独伊連合構想』朝日選書、2007年、290頁。

[33] また理論上では、「個人主義的＝自由主義的に構成されたマイノリティ保護」に反対して「民族集団の権利（Volksgruppenrecht）」を主張した、ベーム（Max Hildebert Böhm: 1891-1968）やギュルケ（Norbert Gürke: 1904-41）らドイツ法学の「完全勝利」が宣告される。「政治的・社会的現実においては、『マイノリティ』という無内容な言葉の背後に、明らかに多様で相矛盾する諸事情――国境処理問題、文化的・民族的自律の問題、全く特別な性質を持ち、これら他の問題とは比較しようのないユダヤ人問題――が隠れている」が、彼らの業績によって「『マイノリティ』のような一般的概念に存する法律的・論理的不条理」が解明されたとシュミットは言う［S.43］。

このようにシュミットは、ナチスの中欧・東欧政策を次々に国際法的広域秩序原理の実現として承認する[34]。そして上記の諸条約・協定への言及が示すのは、彼が述べる「全ての民族性の相互尊重の原則」とは、各民族の境界線を明確にしていく住民移住、現代的に言えば「民族浄化（ethnic cleansing）」を伴うものであったということである[35]。

８．「他者」としてのユダヤ人

さらに、中欧・東欧のラウムの政治理念たる「種と起源及び血と土に規定された生の現実としての全ての民族の尊重」の対象に、ユダヤ人は当然含まれない。

そもそも『国際法的広域秩序』には単純な（しかしそれゆえ悪質な）反ユダヤ的記述が散見される（例えば、多元主義についての箇所で、「ユダヤ人ラスキ」よりもコールの方が「信頼できる（authentisch）」と殊更に述べられている［S.60］）。しかし、それを度外視したとしても、「具体的秩序」たる「広域」とユダヤ人は相容れないものとして描かれている。

まずそれは、前述のシュミットによる「中欧・東欧のラウム」の定義に明らかである。彼は、「中欧・東欧のラウム」を「多数ではあるが――ユダヤ人を別として――相互に異質ではない諸民族や民族集団が生活する」ラウムと規定していた。中欧・東欧において唯一「異質（artfremd）」な民族としてユダヤ人が名指しされているのである。

さらに、シュミットによれば、「ユダヤ人学者たち」は「異口同音に」「空虚なラウム概念」を展開しているが[36]、「土地（Boden）、陸地（Land）、領域（Gebiet）」に対する彼ら「ユダヤ民族特有の誤解」は「彼らの政治的実存（politische Existenz）の様式（Art）に原因がある」と主張される。「自己の定住・開墾作業によって形成された土地、及びそこから生じる具体的な権力形式（Machtformen）と民族との関係は、ユダヤ精神（Geist des Juden）には理解できない」のである［S.78f.］。

まさに、国際法学者の西平等が指摘するように、「広域秩序理論を裏付ける、大地に根ざした具体的な秩序という思考は、土地に根ざさないゆえに抽象的で普遍主義を好むユダヤ人という紋切り型の非難と結びついて」いるのであり、シュミットの広域秩序論は「理論的にも、歴史的文脈においても、反ユダヤ主義と密接不可分だといわざるをえない」のである[37]。

[34] 注目すべきは、ヒトラー自身が、モンロードクトリンを引き合いに出して自己の外交政策を正当化していることである。シュミットのキール講演から４週間後の1939年４月28日の演説においてヒトラーは、「ヨーロッパ」もしくは「大ドイツ・ライヒ（das Großdeutsche Reich）」のモンロードクトリンを求めている。シュミットは、その演説直後の39年５月に発表した「普遍主義に対抗する広域」の中でそのことに触れ、「総統の演説」が「真正かつ本来のモンロードクトリンの思想を再生させる道を拓いた」と言祝いでいる。Vgl. Schmitt, “Großraum gegen Universalismus,” in: *PuB*, S.342f.

[35] Cf. Stirk, “Carl Schmitt’s *Völkerrechtliche Grossraumordnung*.”

[36] そこで挙げられているのは、ロージン（Heinrich Rosin: 1855-1927）、ラーバント（Paul Laband: 1838-1918）、イェリネク（Georg Jellinek: 1851-1911）、ナヴィアスキー（Hans Nawiasky: 1880-1961）、ケルゼン（Hans Kelsen: 1881-1973）ら法学者と、哲学者ジンメル（Georg Simmel: 1858-1918）である［S.78］。

[37] 西平等「戦争概念の転換とは何か――20世紀の欧州国際法理論家たちの戦争と平和の法」『国際法外交雑誌』第104巻４号、2006年、63-90頁、引用は89頁。この西論文は、邦語のシュミット国際法研究では傑出しており、とりわけ、シュミットにおける「戦争概念の転換」論と広域論の連関についての的確な把握（例えば88頁）には裨益させられた。

なお反ユダヤ主義をシュミット思想の中核と見る論者にはグロースがいる。Vgl. Raphael Gross, *Carl Schmitt und die Juden. Eine deutsche Rechtslehre*, Frankfurt a.M., Suhrkamp, 2000（山本尤訳『カール・シュミットとユダヤ人――あるドイツ法学』法政大学出版局、2002年）. 他方クヴァーリチュは、シュミットの反ユダヤ主義を認めはするものの、学問的業績はそれと切り離すことができると主張する。Vgl. Helmut Quaritsch, “Einleitung: Über den Umgang mit Person und Werk Carl Schmitts,” in: Quaritsch (Hg.), *Complexio oppositorum*, S.13-21（初宿正典・古賀敬太訳「序論　カール・シュミットとその著作の取り扱いについて」ヘルムート・クヴァーリチュ編『カール・シュミットの遺産』風行社、1993年、1-16頁）. シュミット思想全体が反ユダヤ主義を抜きにして語れるか否かという問題を論じる能力は筆者にはないが、「広域」の構成に限れば、反ユダヤ主義が重要な役割を果たしていることは疑いようがない。

おわりに――シュミットが予示したもの

大戦後に拘留され、尋問を受けたシュミットは、『国際法的広域秩序』が「動機においても意図においても、学問的なこととして、学問上のテーゼとして考えたこと」であると弁明している[38]。『国際法的広域秩序』を吟味してきたいま、この言明に容易に首肯することはできない[39]。さらに百歩譲って、たとえそれが「学問的」な「動機」と「意図」による理論であったとしても、それ自体が有する政治性と切り離すことはできないだろう。

シュミットの広域秩序論は、「広域経済圏」の生成と、ナチス・ドイツによる外交・武力を通じた領土・勢力圏拡大を背景・動因とし、現実に進行する中央ヨーロッパの「新秩序」構築を理論的に把握しようとする試みであった。経済や技術の発展・拡大から、国民国家を超えた広域的な法的・政治的秩序形成の必要を説くという点で、シュミットの議論と、ナウマンらの「中欧」構想は一致していると言えよう[40]。そして、現実の権力政治を動因としているがゆえに、それは戦争による領土拡大をも次々と追認していくことになる。このメカニズムこそ、シュミットの「中欧・東欧のラウム」の領域・境界線を規定するものに他ならない[41]。

[38] 初宿正典編・訳「ニュルンベルクにおけるカール・シュミットの尋問」『みすず』第333号、1988年、50-64頁、引用は53頁。これは、1947年4月3日にニュルンベルクでアメリカの検察官ケンプナー（Robert Kempner: 1899-1993）によって行なわれた尋問の中で、ケンプナーが『国際法的広域秩序』第4版のユダヤ人に関する記述を読み上げた後の発言である。

[39] マシュケは、『国際法的広域秩序』周辺の著作は、「国家性の終焉後の状況記述・理論的構想、新たな大地のノモスへの試み」なのであり、「悪意（Böswilligkeit）を持った場合のみ、親ナチ的な言明として読むことができる」と述べている（Günter Maschke, “Zum “Leviathan” von Carl Schmitt,” in: Carl Schmitt, *Der Leviathan in der Staatslehre des Thomas Hobbes. Sinn und Fehlschlag eines politischen Symbols*, mit einem Anhang sowie einem Nachwort des Herausgebers, Köln, Hohenheim Verlag, 1982, S.179-244, S.206f.）。しかし本稿が再構成して示したように、『国際法的広域秩序』は、論理内在的にも「親ナチ的」なテクストであると言う外はない。

[40] 前掲の拙稿「『中欧』の理念とドイツ・ナショナリズム」を参照。

[41] なお、シュミットによる広域の境界線の「曖昧さ」を指摘した論考として、

しかしなお問題的なことは、シュミットが、その「中欧・東欧のラウム」を固有の領域として措定し、それに内容を付与したこと、そしてその仕方である。シュミットが「本来の」モンロードクトリンから抽出した国際法的広域原理の核心とは、「特定の敵対者」を前提とした「政治理念」と、それを担う「政治的に覚醒した民族」、そして「ラウム外の列強の介入を禁止する」「広域」の結合であった。その際、シュミットが「敵対者」として措定したものは、とりわけ英米の普遍主義・介入主義である。この普遍主義・介入主義を、固有の領域たる「中欧・東欧のラウム」から排除するために、広域秩序が必要とされた。ここで「中欧・東欧のラウム」は、「多数ではあるが――ユダヤ人を別として――相互に異質ではない諸民族や民族集団が生活する」広域と規定され、その「政治理念」は「全ての民族性の相互尊重の原則」であるとされる。そして、この政治理念を担うのが「ドイツ・ライヒ」なのである。「ライヒ」は、「広域」に「政治理念」を「放射」するとともに、ラウム外の列強の介入を排除する役割を担う。つまり、「ドイツ・ライヒ」は、「ヨーロッパの中心」で、「自由民主主義的・民族同化的な西方列強の普遍主義と、ボルシェヴィズム的＝世界革命的な東方の普遍主義との狭間」で、「非普遍主義的・民族的・多民族尊重的な生存秩序の神聖性を防衛」する使命を持ち、「全ての民族の尊重」という「政治理念」を「中欧・東欧のラウムに放射」する。無論、この「種と起源及び血と土に規定された生の現実としての全ての民族の尊重」という「政治理念」を担うのは、「政治的に覚醒した」ドイツ民族である。

ここで生じているのは、「中欧」を多様な民族が居住する地域であるとみなしながらも、それと、その地域におけるドイツの明白なヘゲモニーとの関係を政治的にどのように折り合いをつけるのかという、ドイツと「中欧」との関係に繰り返し登場する難問である。この問題に対して、連邦主義や自由主義などを用いた実に様々な構想が、歴史的に提起されてきた[42]。

しかし、この問題に対するシュミットの回答は破滅的である。勿論シュ

Sebastian Liebold, “Großraum ohne Grenzen? Mitteleuropa bei Carl Schmitt in nationalsozialistischer Zeit,” in: Hendrik Thoß (Hg.), *Mitteleuropäische Grenzräume*, Berlin, Duncker&Humblot, 2006, S.21-38.

[42] 注7の一連の拙稿を参照。

ミットも、この地域の多元性・多様性を認識してはいる。それゆえに、「広域」内における多様な政治体の存在を前提とした「ライヒ」論を展開し、さらに広域に統一性を与えるために、この地域の「政治理念」が「全ての民族性の相互尊重の原則」であると謳ったのである[43]。しかし、シュミットの議論において、「中欧・東欧のラウム」に「政治理念」を「放射」しているのは、ナチスであり、ヒトラーであった。そして、ナチスの中欧・東欧政策に対する追認から明らかになるのは、シュミットの言う「全ての民族性の相互尊重の原則」が、各民族の境界線を明確にしていく住民移住、即ち「民族浄化」を伴うものであったということである。これは、中央ヨーロッパの多様性を根本的に改変するものに他ならない。さらに、シュミットが「具体的秩序」として描いた「中欧・東欧」の「広域」から、ユダヤ人は必然的に排除されるものとして措定されているのである。

以上から、シュミットの広域秩序論は、理論化に長けた法学者による、「中欧」という領域表象のナチス的定式の一つであったといえる。国際政治上におけるドイツのヘゲモニー掌握を望んだシュミットは、それを実現していくナチス・ドイツへの承認の代償に、「民族浄化」をも認めていく。ドイツ・ナショナリズムと「中欧」という領域表象との関係は、ここにおいて破滅的なものとなる。シュミットが示した秩序像は、第二次大戦中に（そして大戦後も）生じた大規模なこの地域の民族強制移動（所謂「民族の耕地整理」）、さらにはヨーロッパ・ユダヤ人に対する「最終的解決」の予言でもある。その意味で、シュミットの広域秩序論は、ナチス期の「中欧」の運命を鮮明に示すテクストなのである。

[43] Cf. Stirk, “Carl Schmitt’s *Völkerrechtliche Grossraumordnung*,” p.82.